

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月11日 08時40分ごろ
発生場所	京都府宮津市宮津港第2区 宮津港鶴賀防波堤灯台から真方位052°930m付近 (概位 北緯35°32.6′ 東経135°12.5′)
事故の概要	漁船第2正栄丸は、南西進中、また、競そう用ボート（船名なし）は、北進中、両船が衝突した。 競そう用ボート（船名なし）は、漕手2人が負傷し、艇尾付近のキャンバスに亀裂等を生じ、また、第2正栄丸は、船底部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月23日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第2正栄丸、0.3トン KT3-8597（漁船登録番号）、個人所有 B 競そう用ボート（船名なし）、総トン数なし（長さ9.4m） なし、京都府立宮津高等学校ボート部
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B ₁ 、操縦免許なし 漕手B ₂ 、操縦免許なし
負傷者	A なし B 軽傷 2人（漕手B ₁ 及び漕手B ₂ ）
損傷	A 船底部外板に擦過傷 B 艇尾付近のキャンバスに亀裂及び右舷側のオールに折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、知人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、宮津市大手川河口に向けて約6ノットの対地速力で南西進していた。 同乗者Aは、船首甲板で船尾方を向いて腰を掛けていたところ、船首方から「危ない、危ない」という声を聞き、右舷船首方のB船に気付き、「危ない」と叫んだ。 船長Aは、船尾甲板に腰を掛けて操船中、同乗者Aからの「危ない」という声と共に異音を聞いた。 B船は、ダブルスカル競技の2人乗りの競そう用ボートであり、漕手B ₁ 及び漕手B ₂ が乗り、そう艇練習を行っていた。 漕手B ₁ は、艇首方の流木の有無に注意していたところ、B船に向

	<p>けて航行するA船を認めた。</p> <p>漕手B₁は、A船がいずれB船を避けてくれると思って見ていたところ、避航する様子がなかったので、漕手B₂にその旨を伝えた。</p> <p>B船は、漕手B₁及び漕手B₂が、衝突を避けようと思って漕ぐのをやめたものの、右舷側のオールとA船とが衝突し、オールのシャフト部が切断され、艇尾付近のキャンバス上をA船が通過したのち、右舷側に転覆し、漕手B₁及び漕手B₂が落水した。</p> <p>漕手B₁及び漕手B₂は、転覆したB船を元に戻して乗り込み、ポート部顧問が操船するゴムボートにえい航されて出発場所に戻った。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、船首甲板に腰を掛けていた同乗者Aが死角となっていたが、同死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、漕手B₁が、B船に向けて航行するA船がいずれB船を避航するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、B船の漕手B₁が、A船がいずれB船を避航するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方に死角がある場合は、船首を振るなどして船首方の見張りを適切に行うこと。